

5川財契第4938号
令和5年9月28日

令和5・6年度川崎市競争入札有資格業者名簿
登録事業者様

川崎市財政局資産管理部契約課長

契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて（通知）

日頃から、本市の契約事務に御協力いただき誠にありがとうございます。
保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券の暫定的な取扱いについては、令和5年3月9日付け「契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について（通知）」においてお示ししているところですが、令和5年9月30日までとしていた暫定的な取扱いの期間を国に準じて次のとおり延長いたしますのでお知らせいたします。

1 対象となる契約保証

履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）による契約保証

- ※ 保証証券等の提出又は寄託に代わる措置に、保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDF方式により発行された保険証券等をいう。以下「PDF発行証券」という。）を電子メールにより受注者から契約課に提出する方法を含むものとしています。
- ※ **財政局資産管理部契約課が契約締結する案件のみ**が対象です。

2 暫定的な取扱いとする期間

国に準じて、**「令和7年6月30日まで」に変更**とします。

3 電子保証の取扱いについて

履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）による契約保証の場合

具体的な手続方法については、別添「契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」を御参照ください。

なお、PDF発行証券を発行する各保険会社の共通窓口連絡先（電子メールアドレス）は、PDF発行証券の申し込みをされる際に契約課までお尋ねください。

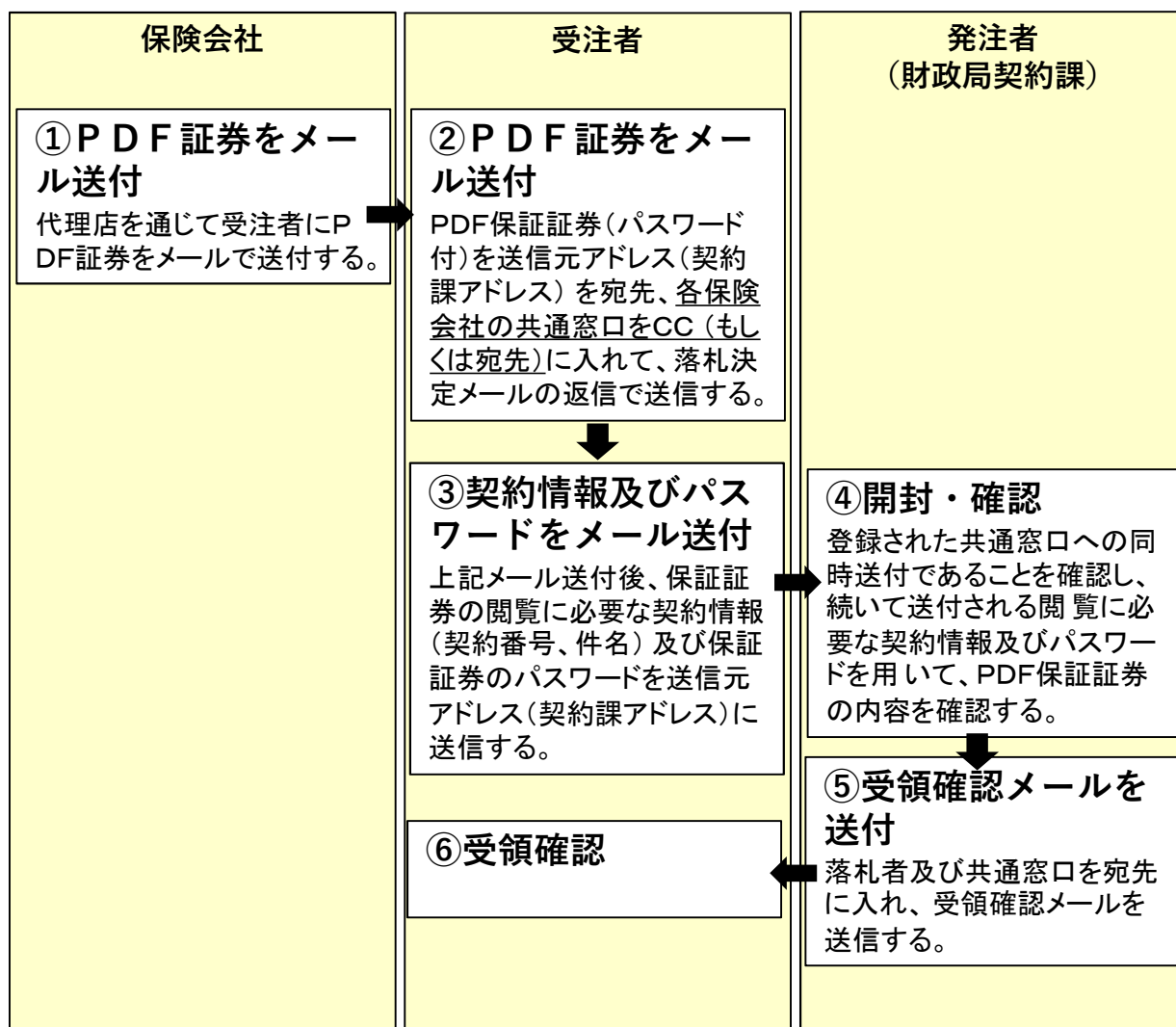
4 その他

前払保証及び前払保証事業会社による契約保証の場合の取扱いに変更はありません。

（問合せ先）
川崎市財政局資産管理部契約課
土木契約係 電話：044-200-2099
建築契約係 電話：044-200-2101
委託契約係 電話：044-200-2097
E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp

契約の保証に係る保証証券等の電子化に関する暫定的な取扱いについて

- 1 保険証券等の提出又は寄託に代わる措置
約款に定める措置には、PDF発行証券を電子メールにより受注者から財政局契約課に提出する方法を含むものとします。
電子メールによるPDF発行証券の提出は、次の流れによってください。
※1 全ての川崎市発注案件が対象ではなく、財政局契約課で契約締結する案件のみが対象です。
※2 PDF発行証券を発行する各保険会社の共通窓口連絡先（電子メールアドレス）は、PDF発行証券の申し込みをされる際に契約課までお尋ねください。



- 2 1による取扱いを実施する期間
1による取扱いについては、令和5年4月1日から令和7年6月30日までの暫定的な取扱いとします。

川崎市財政局資産管理部契約課
土木契約係 電話：044-200-2099
建築契約係 電話：044-200-2101
委託契約係 電話：044-200-2097
E-Mail：23keiyak@city.kawasaki.jp